

令和4年第4回

湯梨浜町教育委員会定例会

会 議 録

令和4年第4回湯梨浜町教育委員会定例会 会議録

日 時 令和4年3月28日(月)午後1時30分 開 会
場 所 湯梨浜町役場 第3会議室
出席委員 山田直樹 市橋善則 青木由紀子 藏本知純 坂田 克
説明の為出席した者 山田志伸 山崎有紀子 尾川伸弘 池田豊具 杉村和祐 宮脇一善
尾崎寿彦 松本 真

【議事日程】

日程第1 湯梨浜町中央公民館泊分館施設見学

日程第2 会議録署名委員の指名

() ()

日程第3 事務局課長の報告

- (1) 令和4年度転入教職員について
- (2) 部活動指導員の配置について
- (3) 湯梨浜町立浜児童館長の任命について
- (4) 湯梨浜町生活相談員の任命について
- (5) 令和4年度会計年度任用職員(町雇用)の任用について
- (6) その他

日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めることについて

【工事請負契約の締結について(旧東郷中学校解体工事)】

日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて

【湯梨浜町各地域公民館運営委員会委員の委嘱】

日程第6 議案第23号 専決処分の承認を求めることについて

【湯梨浜町地域活性化推進員の任命】

日程第7 議案第24号 湯梨浜町ふるさと陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

日程第8 議案第25号 湯梨浜町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について

日程第9 議案第26号 湯梨浜町人権教育推進員の任命について

日程第10 議案第27号 湯梨浜町社会教育委員の委嘱について

令和4年第4回湯梨浜町教育委員会定例会 会議録

日程第11 議案第28号 教育委員会事務局職員の異動について

日程第12 議案第29号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について

日程第13 議案第30号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の当初認定について

日程第14 協議事項

- (1) 児童等の指定校外就学について
- (2) 区域外(校区外)就学について
- (3) その他

日程第15 報告連絡事項

- (1) 令和4年度小中学校の学級編制と特別支援学級児童生徒数について
- (2) 令和3年度中学校卒業生の進路状況について
- (3) 令和3年度就学指導の審査結果について
- (4) 令和3年度特別支援教育就学奨励費に係る支弁区分の決定について
- (5) 旧北浜中学校校舎等解体工事について
- (6) 旧東郷中学校解体工事について
- (7) 令和4年度の主なスポーツ大会等について
- (8) 重文尾崎家住宅保存修理事業(進捗状況)について
- (9) 湯梨浜みんなのげんき館事業について
- (10) 泊分館事業について
- (11) 公民館事業について
- (12) 図書館事業について
- (13) 問題行動・不登校について
- (14) その他

次回教育委員会 令和4年4月 日()午後 時 分

発言者	内 容
	～湯梨浜町中央公民館泊分館施設見学～
教育長	日程第3 事務局課長の報告 (1) 令和4年度転入教職員についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、令和4年度転入教職員について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	それでは、(2) 部活動指導員の配置についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、部活動指導員の配置について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	それでは、(3) 湯梨浜町立浜児童館長の任命についてお願いします。
生人課長	(資料にもとづき、湯梨浜町立浜児童館長の任命について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	それでは、(4) 湯梨浜町生活相談員の任命についてお願いします。
生人課長	(資料にもとづき、湯梨浜町生活相談員の任命について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	それでは、(5) 令和4年度会計年度任用職員(町雇用)の任用についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、令和4年度会計年度任用職員(町雇用)の任用について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	(6) その他で何かございますか。
教総課長	ありません。
教育長	それでは、日程第4 議案第21号 専決処分の承認を求めること(工事請負契約の締結(旧東郷中学校解体工事))についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、工事請負契約の締結(旧東郷中学校解体工事)について説明)
教育長	何か質問はありますか。 (なし)
	それでは、日程第5 議案第22号 専決処分の承認を求めること(湯梨浜町各地域公民館運営委員会委員の委嘱)についてお願いします。

発言者	内 容
中央公民館長 教育長	(資料にもとづき、湯梨浜町各地域公民館運営委員会委員の委嘱について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは日程第6議案第23号 専決処分の承認を求めること(湯梨浜町地域活性化推進員の任命)について説明をお願いします。
中央公民館長 教育長	(資料にもとづき、湯梨浜町地域活性化推進員の任命について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは、日程第7議案第24号 湯梨浜町ふるさと陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則についてお願いします。
生人課長 教育長	(資料にもとづき、湯梨浜町ふるさと陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明) 町内の団体であれば、そこに町外の方が含まれていたとしても町内の料金として取り扱うということですか。逆に、町外の団体で、そこに町内の方がおられたとしても、町外の料金として取り扱うということですか。
生人課長	そうです。その団体に町外の方が一人でもおられたら、町外の料金として取り扱います。体育施設も同様の取り扱いにしています。
坂田委員	この備考の書き方「町内に所属する団体が利用する場合は、利用区分を町内者とする。ただし、町外に属する団体と同時に利用する場合は、町外者として扱うものとする」では、そのように読み取れないと思います。
藏本委員	体育施設は、一人でも町外の方がおられたら、町外の料金とされているのですか。
池田参事 藏本委員	そうです。 例えば、町内の団体と町外の団体が練習試合するといったときは、町外の料金となりますか。
池田参事	厳密に言えば、町外の料金となりますが、申請されるのが町内の団体の方であれば、町内の料金となります。
藏本委員	しかし、この備考には「ただし、町外に属する団体と同時に利用する場合は、町外者として扱うものとする」とありますよね。誰が申請するかではないですよ。
教育長	この書き方ですと、一人でも町外の方がおられれば町外の料金ということになります。
藏本委員	それと「町内に所属する」と「町外に属する」と表記が統一されていませんが、単に町内の団体、町外の団体と書かれてはどうでしょうか。

発言者	内 容
教育長	これらのことについて、ちょっと確認をしてください。
生人課長	分かりました。
教育長	この議案については、保留とします。
	それでは、日程第8議案第25号 湯梨浜町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、湯梨浜町招致外国青年就業規則の一部を改正する規則について説明)
教育長	何か質問はありますか。
	(なし)
	それでは、日程第9議案第26号 湯梨浜町人権教育推進員の任命についてお願いします。
生人課長	(資料にもとづき、湯梨浜町人権教育推進員の任命について説明)
教育長	何か質問はありますか。
	(なし)
	それでは、日程第10議案第27号 湯梨浜町社会教育委員の委嘱についてお願いします。
生人課長	(資料にもとづき、湯梨浜町社会教育委員の委嘱について説明)
教育長	何か質問はありますか。
	(なし)
	それでは、日程第11議案第28号 教育委員会事務局職員の異動についてお願いします。
教総課長	(資料にもとづき、教育委員会事務局職員の異動について説明)
教育長	何か質問はありますか。
	(なし)
	次の日程第12議案第29号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定についてと、日程第13議案第30号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の当初認定については、後で説明します。
	それでは、日程第14協議事項 (1) 児童等の指定校外就学についてお願いします。
松本指導主事	(資料にもとづき、児童等の指定校外就学について説明)
教育長	何か質問はありますか。
	(なし)
	次の(2) 区域外(校区外)就学については、後で説明します。
	(3) その他、何かございますか。
教総課長	ありません。
教育長	それでは、日程第15報告連絡事項に入ります。(1) 令和4年度小中学校の学級編制と特別支援学級児童生徒数につい

発言者	内 容
<p>松本指導主事 教育長</p>	<p>てお願いします。 (資料にもとづき、令和4年度小中学校の学級編制と特別支援学級児童生徒数について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは、(2) 令和3年度中学校卒業生の進路状況についてお願いします。</p>
<p>松本指導主事 教育長</p>	<p>(資料にもとづき、令和3年度中学校卒業生の進路状況について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは、(3) 令和3年度就学指導の審査結果についてお願いします。</p>
<p>松本指導主事 教育長</p>	<p>(資料にもとづき、令和3年度就学指導の審査結果について説明) 何か質問はありますか。 (なし) 次の(4) 令和3年度特別支援教育就学奨励費に係る支弁区分の決定については、後で説明します。 それでは、(5) 旧北浜中学校校舎等解体工事についてお願いします。</p>
<p>尾崎補佐 教育長 藏本委員 尾崎補佐</p>	<p>(資料にもとづき、旧北浜中学校校舎等解体工事について説明) 何か質問はありますか。 北栄町との協議はどのような状況ですか。 これから地盤変動調査の事後調査を行います。解体工事等にかかった総額を確定してから、買収金額を決定する予定です。</p>
<p>教育長</p>	<p>その他、何かありますか。 (なし) 続いて(6) 旧東郷中学校解体工事についてお願いします。</p>
<p>尾崎補佐 教育長</p>	<p>(資料にもとづき、旧東郷中学校解体工事について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは、(7) 令和4年度の主なスポーツ大会等についてお願いします。</p>
<p>生人課長 教育長</p>	<p>(資料にもとづき、令和4年度の主なスポーツ大会等について説明) 何か質問はありますか。 (なし) それでは、(8) 重文尾崎家住宅保存修理事業(進捗状況)</p>

発言者	内 容
尾川参事 教育長	<p>についてお願いします （資料にもとづき、重文尾崎家住宅保存修理事業（進捗状況）について説明） 何か質問はありますか。 （なし）</p>
中央公民館長	<p>それでは（9）湯梨浜みんなのげんき館事業についてお願いします。 先ほど施設を見学していただきましたが、これからトレーニングマシンとして、ランニングマシン3台、エアロバイク2台、筋力アップのマシン5台を納入し、開館に向けて準備していきます。げんき館の利用時間ですが、午前9時から午後9時までで、1ブロック90分制で定員は10人までとし、利用される方が混雑されないようにしています。休館日は、毎週水曜日と年末年始期間になります。利用料金は、町内者はお一人1回200円、町外者は400円で、それぞれ11枚綴りの回数券2,000円と4,000円もご用意しています。また、シャワー室を利用される場合は1回100円です。また、げんき館の利用の予約は4月18日（月）から受付を始め、4月25日（月）から供用開始の予定です。なお、4月24日（日）の午後から無料で体験していただけるよう施設を開放します。それと4月6日（水）から、ゆりはまげんきクラブの会員を募集します。この会員の資格としては、中学校卒業以上の方で、年会費として、ゆりはまヘルシークラブの会員の方であれば町内者は5,000円、それ以外の町内者7,000円、町外者は10,000円が必要となります。会員になられますと、げんき館の利用料が無料となるほか、自分の運動プログラムや履歴を確認できる「げんきバンド」を配布します。</p>
教育長	<p>何か質問はありますか。 （なし）</p>
中央公民館長	<p>それでは（10）泊分館事業についてお願いします。 泊分館の工事についてです。皆さんには、先ほど現場を確認していただきましたが、今後、机や椅子などの搬入し、開館に向けて準備を進めていきます。また、4月24日（日）に竣工式を予定していますので、ご参加をお願いいたします。</p>
市橋委員	<p>げんきクラブの会員の件ですが、会員になると何かカードのようなものをいただけるのでしょうか。</p>
中央公民館長	<p>会員証を兼ねた「げんきバンド」を配布します。また、このバンドをトレーニングマシンにあてると、その人に合った運動プログラムや、これまでの運動履歴を確認することができます。</p>
教育長	<p>その他、よろしいでしょうか。 （なし）</p>

発言者	内 容
中央公民館長 教育長 図書館長 教育長	<p>それでは、(11) 公民館事業についてお願いします。 (チラシにもとづき、公民館事業について説明) 続いて、(12) 図書館事業についてお願いします。 (資料にもとづき、図書館事業について説明) 何か質問はありますか。 (なし) 次の(13) 問題行動・不登校については、後で説明します。</p>
生人課長	<p>(14) その他で何かございますか。 (資料にもとづき、人権尊重のまちづくりにおける人権意識調査、あらゆる差別なくする総合計画の概要版について説明)</p>
尾崎補佐 教育長	<p>鳥取県市町村教育委員会研究協議会が7月12日(火)の午後から倉吉市で開催される予定ですので、日程調整をお願いします。 ここで暫時休憩いたします。 -----休憩 10 分-----</p>
生人課長	<p>それでは、再開いたします。 先ほど保留としました議案第24号 湯梨浜町ふるさと陶芸館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、再度説明をお願いします。 「湯梨浜町ふるさと陶芸館の設置及び管理に関する条例」の備考欄に、「町内に所属する団体が利用する場合は、使用区分を町内とする。ただし、町外に所属する団体と同時に利用する場合は、町外者として扱うものとする。」とあります。今回、ご提案した条例施行規則にも、これと同じ表現としなければならなかったのですが、そうになっておらず、こちらのチェックミスでした。また、なぜ「所属する団体」と表現しているのかについてですが、例えば、文化団体とかNPO団体とか、町に何らかの形で登録されている団体であれば、その団体に町外の方がおられたとしても町内の料金として取り扱いますが、友達のサークルなど町に登録されていない団体の場合は、先ほど申しましたように、一人でも町外の方がおられれば町外の料金として取り扱います。</p>
教育長	<p>使われる方が悩まれないよう、申請時にはよく説明をしていただきたいと思います。</p>
藏本委員	<p>今、課長から説明を聞いても、なかなか理解しづらいところがありますね。</p>
生人課長	<p>今後、運用に支障が出てくるようであれば変更させていただきます。</p>
教育長	<p>ひとまずこれで運用させていただいて、今後、利用される方が悩まれるようであれば再度検討したいと思います、よ</p>

令和4年第4回湯梨浜町教育委員会定例会 会議録

発言者	内 容
	<p>ろしいでしょうか。 (異議なし)</p> <p>(次回、定例会を4月27日(水) 午後1時30分に開催することを決定。引き続き委員のみで、日程第12 議案第29号 令和3年度要保護及び準要保護児童生徒の追加認定について及び日程第13 議案第30号 令和4年度要保護及び準要保護児童生徒の当初認定について審議し全て提案どおり認定、日程第14 協議事項(2) 区域外(校区外)就学について協議し承認、日程第15 報告連絡事項(4) 令和3年度特別支援教育就学奨励費に係る支弁区分の決定について及び(13) 問題行動・不登校について報告があった。)</p> <p>午後5時10分終了</p>